

資料 2

次期大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び大阪市障がい者支援計画の中間見直しについて

1 計画策定の経過

2 考慮すべき状況の変化

3 次期計画の策定にあたって

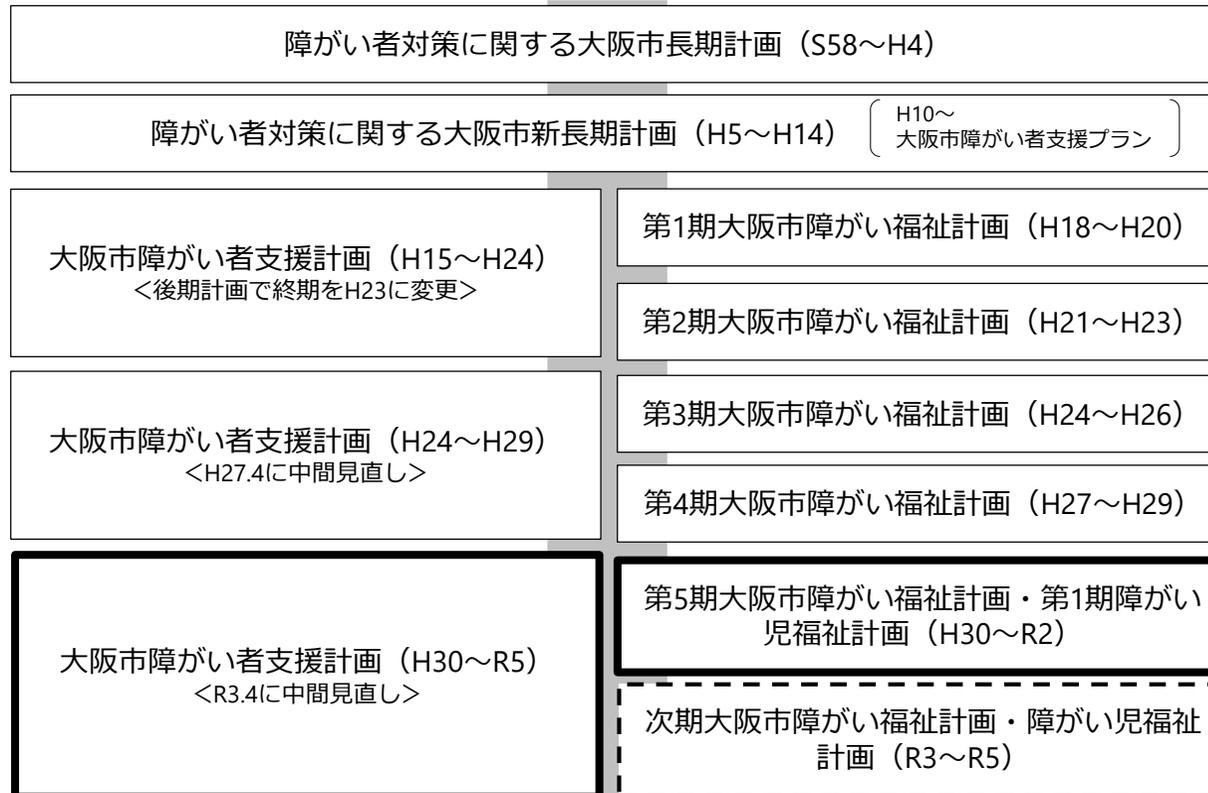
現行計画の終期について

点字1頁
中段

昭和58年を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」以降、中・長期的な計画を策定し施策を推進してきた。

現行障がい福祉計画・障がい児福祉計画の終期が令和2年度末であることから、令和3年度からの次期計画の策定について、令和2年度中に集中審議、パブリック・コメントの実施など所要の手続きが必要。

点字2頁
中段



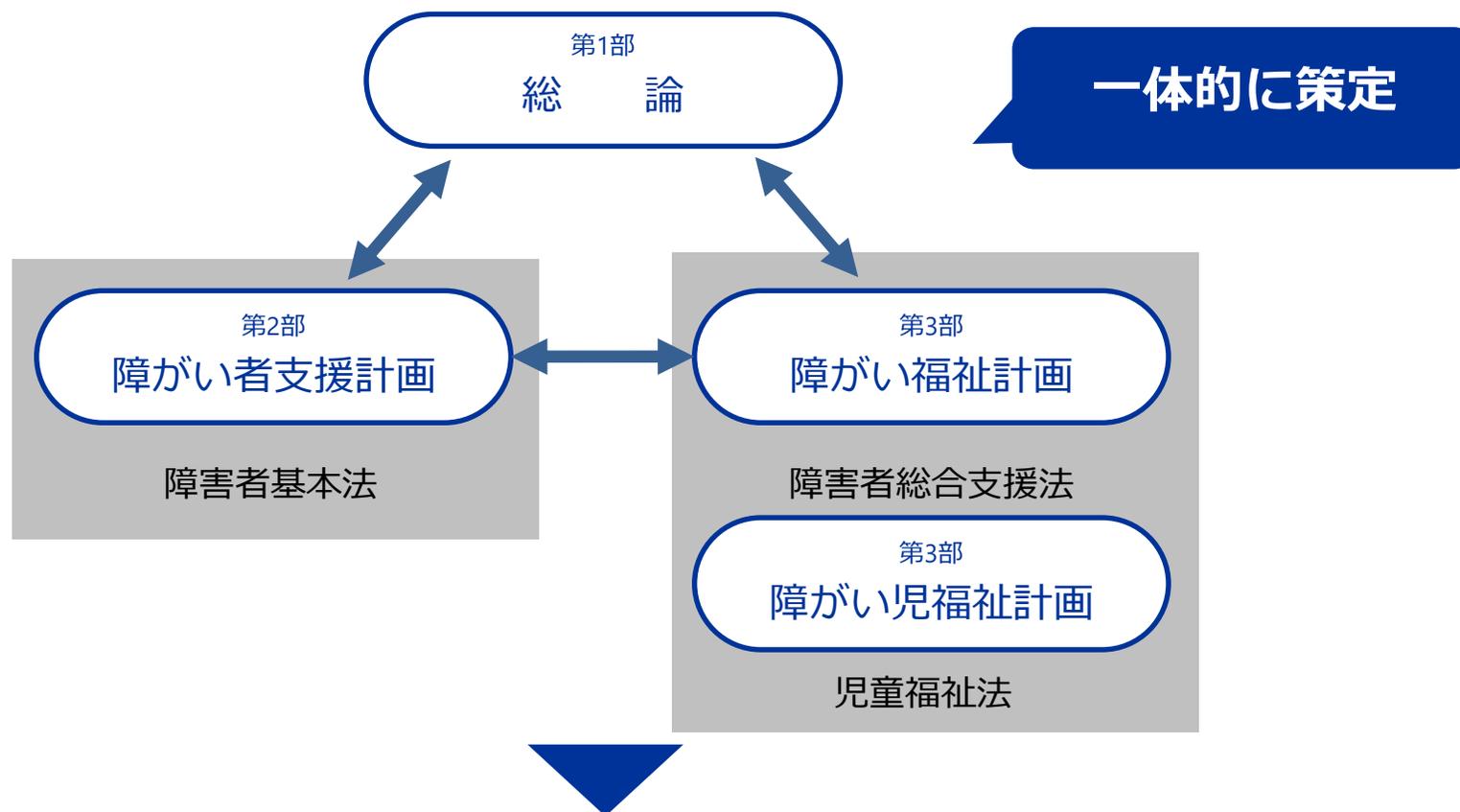
R2に集中審議、
パブリック・コメント
の実施など

大阪市障がい者支援計画と大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

点字4頁
下段

平成30年度より、障害者基本法に基づく「大阪市障がい者支援計画」と障害者総合支援法（障害者自立支援法）及び児童福祉法に基づく「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定。

点字5頁
中段



全体的な整合性を確保し総合的に施策を推進

1 計画策定の経過

2 考慮すべき状況の変化

3 次期計画の策定にあたって

国の動向などの変動要素

点字6頁
中段

法改正

障害者雇用促進法の一部改正

読書バリアフリー法の施行

ギャンブル等依存症対策基本法の施行

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

など

その他の状況

障がい福祉計画等に係る基本指針の見直し

障害者差別解消法の見直し

など

点字7頁
上段

次期計画の策定にあたり、法改正やその他の国の動向などの状況の変化を踏まえ、必要とする内容を次期計画に盛り込んでいく。



次期計画

1 計画策定の経過

2 考慮すべき状況の変化

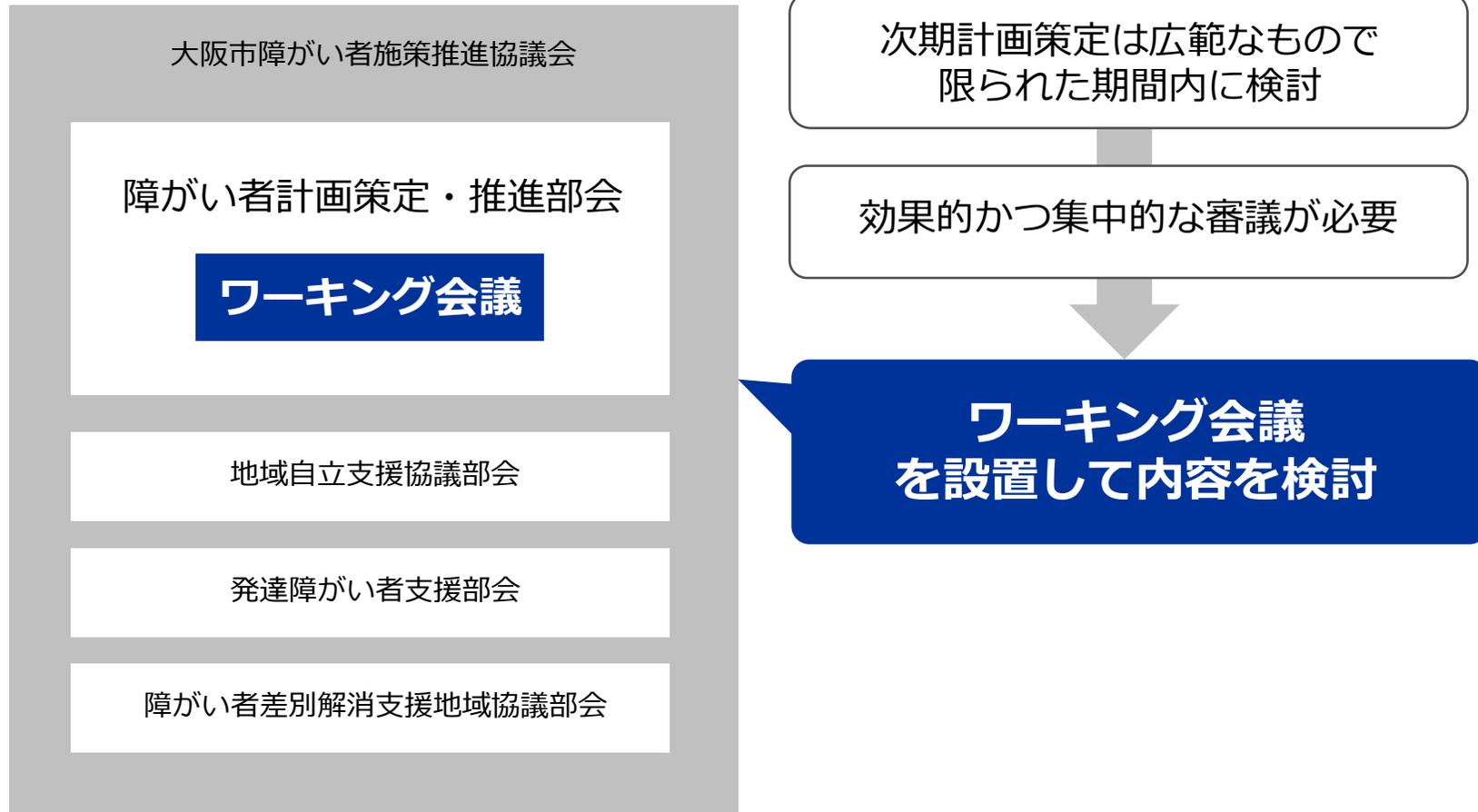
3 次期計画の策定にあたって

大阪市障がい者施策推進協議会での検討体制

点字7頁
中段

次期計画策定に向けた広範な検討を、限られた期間内に効果的かつ集中的に進めていくため、障がい者計画策定・推進部会にワーキング会議を設置して検討する。

点字8頁
上段

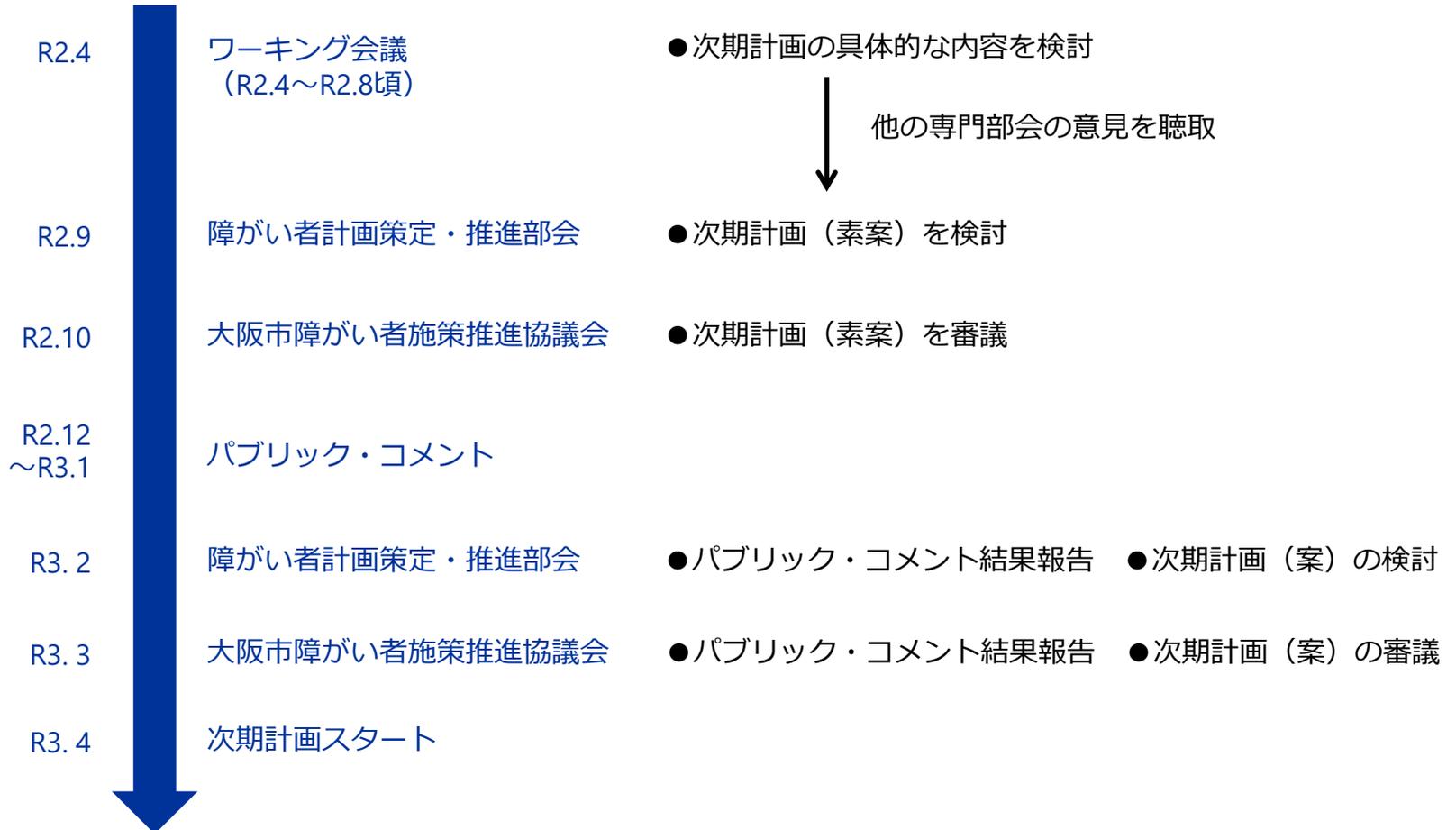


計画策定のスケジュール

点字8頁
中段

ワーキング会議で具体的な内容を検討し、障がい者計画策定・推進部会でさらに検討を加え、大阪市障がい者施策推進協議会で審議。必要に応じて、他の専門部会の意見を聴取。

点字8頁
下段

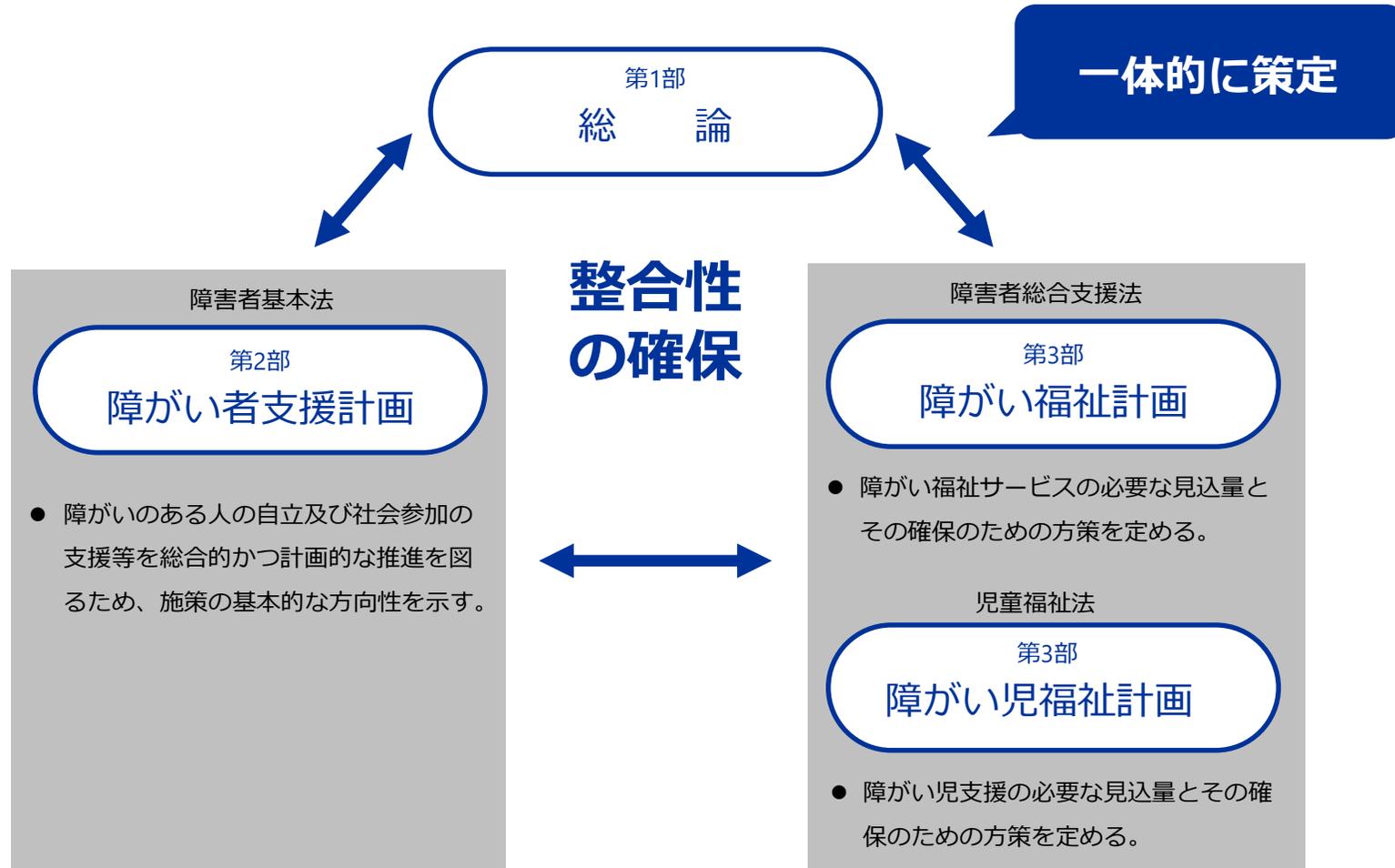


次期計画の位置づけ

点字10頁
上段

「大阪市障がい者支援計画」の見直しと次期「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体的に策定する。

点字10頁
中段



次期計画の期間

点字11頁
下段

障がい者支援計画は、「市町村障害者計画策定指針」を参考に中・長期的な計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間を6年間としている。（平成30年度～令和5年度）なお、今回は国の法改正等、必要に応じて見直しを行うこととする。

次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づき、3年とする。（令和3～5年度）

点字12頁
中段

市町村障害者計画策定指針 （平成7年5月障害者対策推進本部）

- 期間は、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。
(留意点)
- 都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

点字13頁
中段

障がい福祉計画に係る国の基本指針 （今後改正予定のため、現行の基本指針より抜粋）

- 障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

次期計画の構成と考え方

点字13頁
下段

全体構成について、現計画では第1部で総論、第2部で生活場面（テーマ）に応じた分類（各論）、第3部でサービス見込み量などの障がい福祉計画・障がい児福祉計画としている。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本指針の見直しに伴う成果目標や、サービスの利用実績などを考慮し、次期計画期間のサービス量を見込み設定する。なお、障がい者支援計画は令和5年までの計画期間で中間見直しであることから、次期計画については、現行計画の構成をベースに状況の変化を考慮したものとする。

点字14頁
下段

現行計画の全体構成 (平成30年3月策定)

障
が
い
者
支
援
計
画

H30~R5

・

障
が
い
児
福
祉
計
画

H30~R2

第1部 総論

- 計画の基本的考え方
- 大阪市のこれまでの取組みと今後の方向性
- 計画推進にあたっての基本的な方策

第2部 各論（障がい者支援計画）

- 共に支えあって暮らすために
- 地域での暮らしを支えるために
- 地域生活への移行
- 地域で学び・働くために
- 住みよい環境づくりのために
- 地域で安心して暮らすために

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 数値目標
- 各年度の障がい福祉サービスの必要な見込量

第4部 参考資料

現行計画の内容と次期計画策定に向けての留意点

第1部 総論

点字16頁
下段

第1章 計画策定の背景

- 大阪市のこれまでの取り組み
- わが国及び世界の動向
- 大阪市の今後の方向性

主な記述内容	主な留意点
大阪市のこれまでの取り組み、わが国や世界の動向	● 障害者差別解消法の見直し

点字17頁
中段

第2章 計画の基本的考え方

- 計画の位置づけ
- 計画の期間
- 計画の対象
- 計画の基本理念・基本方針
- 計画の推進体制
- 計画の見直し等

主な記述内容	主な留意点
計画の位置づけ、期間、基本理念・基本方針	● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し

点字18頁
中段

第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

- 生活支援のための地域づくり
- ライフステージに沿った支援
- 多様なニーズに対応した支援
- 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 支援の担い手の資質の向上
- 調査研究の推進

主な記述内容	主な留意点
各施策分野に共通する横断的な視点	● 関係法令の整備 (障害者差別解消法の見直し、読書バリアフリー法の施行など)

第2部 生活場面

点字19頁
下段

第1章 共に支えあって暮らすために

1. 啓発・広報

- 啓発・広報の推進
- 人権教育・福祉教育の充実

2. 情報・コミュニケーション

- わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

主な記述内容	主な留意点
障がいに関する理解の促進やコミュニケーション・情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法の見直し● 読書バリアフリー法の施行● ギャンブル等依存症対策基本法の施行● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し (聴覚障がい児の早期支援の推進)

点字21頁
上段

第2章 地域での暮らしを支えるために

1. 権利擁護・相談支援

- サービス利用の支援
- 相談、情報提供体制の充実
- 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組
- 虐待防止のための取り組み

2. 生活支援

- 在宅福祉サービス等の充実
- 居住系サービス等の充実
- 日中活動系サービス等の充実
- 障がいのある子どもへの支援の充実

3. スポーツ・文化活動等

- スポーツ・文化活動の振興
- 地域での交流の推進

主な記述内容	主な留意点
サービス利用の支援（後見的支援事業等）、相談・情報提供体制、虐待防止、障がい福祉サービス、障がい児支援、スポーツ・文化活動	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法の見直し● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し (障がい福祉サービスの質の確保、障がい福祉人材の確保)

第3章 地域生活への移行

1. 入所施設利用者の地域移行

- 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり
- 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
- 地域で暮らすための受け皿づくり

2. 入院中の精神障がいのある人の地域移行

- 精神科病院との連携
- 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
- 精神科病院入院者への働きかけ・支援
- 地域住民への理解のための啓発
- 家族への働きかけ
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

主な記述内容	主な留意点
<p>（入所）地域移行を支援するための体制整備や啓発、地域定着を支援するための地域での受け皿確保やネットワークの構築</p> <p>（入院）精神科病院との連携や入院者への啓発、地域保健医療と多職種チームとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し （地域における生活の維持及び継続の推進、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築）

第4章 地域で学び・働くために

1. 保育・教育

- 就学前教育の充実
- 義務教育段階における教育の充実
- 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）
- 生涯学習や相談・支援の充実
- 教職員等の資質向上

2. 就業

- 就業の推進
- 就業支援のための施策の展開
- 福祉施設からの一般就労

主な記述内容	主な留意点
<p>就学前教育から就業支援までライフステージを通じた一貫した支援、福祉施設からの一般就労</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し （福祉施設から一般就労への移行、発達障がい者等支援の一層の充実、聴覚障がい児の早期支援の推進、児童発達支援センターと障がい児入所施設の果たすべき役割の明記） ● 障害者雇用促進法の改正

第5章 住みよい環境づくりのために

1. 生活環境

- 生活環境の整備
- 移動円滑化の推進
- 暮らしの場の確保

2. 安心・安全

- 防災・防犯対策の充実

主な記述内容

ひとにやさしいまちづくりの推進、移動の円滑化、グループホームの設置促進等の暮らしの場の確保、災害時・緊急時の対応策、防犯体制の強化

主な留意点

- 障害者差別解消法の見直し

第6章 地域で安心して暮らすために

1. 保健・医療

- 総合的な保健、医療施策の充実
- 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- 療育支援体制の整備
- 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- 難病患者への支援

主な記述内容

受診機会の保障、地域におけるリハビリテーション体制整備、医療的ケアの体制整備、療育支援体制の整備、地域精神保健福祉相談体制の充実、難病患者への支援

主な留意点

- 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し
(精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障がい者等支援の一層の充実)

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

点字29頁
下段

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要
2. 計画の分析・評価

点字30頁
上段

第2章 成果目標

1. **施設入所者の地域移行**
 - 地域移行数
 - 施設入所者数
2. **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
 - 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
 - 精神病床における1年以上の長期入院患者数
 - 精神病床における早期退院率
 - 地域移行支援による地域移行者数
3. **福祉施設からの一般就労**
 - 福祉施設から一般就労への移行者数
 - 就労移行支援事業の利用者数
 - 就労移行支援事業者における就労移行率3割以上の事業者の割合
 - 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
4. **地域生活支援拠点等の整備**
5. **障がい児支援の提供体制の整備等**
 - 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

主な記述内容	主な留意点
● 国の基本指針に基づく成果目標	● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障がい者等支援の一層の充実)

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

1. 訪問系サービス及び短期入所
2. 日中活動系サービス
3. 居住系サービス及び自立生活援助
4. 指定相談支援
5. 障がいのあるこどもに対する支援
6. 発達障がいのある人等に対する支援

主な記述内容	主な留意点
<ul style="list-style-type: none">● 計画期間における各事業の事業量見込み	<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直し● 現行計画期間における各事業の推移

第4章 地域生活支援事業

1. 実施する事業の内容
2. 事業量の見込み

主な記述内容	主な留意点
<ul style="list-style-type: none">● 計画期間における各事業の事業量見込み	<ul style="list-style-type: none">● 現行計画期間における各事業の推移